

下水道事業の経営（補足資料）

1 下水道事業会計（公営企業会計）の仕組み

- ・ 収益的収支は、維持管理に係る収入および支出
- ・ 資本的収支は、建設改良に係る収入および支出

収益的収支（維持管理）

収入	支出
下水道使用料	維持管理費
一般会計繰入金	支払利息
長期前受金戻入	減価償却費

補てん財源
(内部留保資金)

資本的収支（建設改良）

収入	支出
企業債	建設改良費
一般会計繰入金	企業債償還金
国県補助金	
工事負担金	
不足額	

下水道使用料

下水道を使用している各世帯の汚水排水量に応じて徴収されます。下水道事業の運営や維持管理のための重要な財源です。

一般会計繰入金（基準内繰入金・基準外繰入金）

自然現象に起因する「雨水処理に要する経費」や、下水道使用料で賄うことが適当ではない経費については、国の基準に基づき、市の一般会計から「一般会計繰入金（基準内繰入金）」（公費）として繰り入れています。また、災害復旧費など国の基準によらない「基準外繰入金」も繰り入れています。

長期前受金戻入

減価償却を行うべき固定資産の取得・改良に充てるための補助金などは、「長期前受金」として整理されます。長期前受金を充当した固定資産の減価償却に応じて、償却見合い分を「長期前受金戻入」として収益計上するものです。

維持管理費

下水道施設の維持管理や運営など、下水を処理するために必要な経費で、人件費、動力費、施設修繕費、管渠清掃費、流域下水道維持管理負担金などの経費を含みます。

支払利息

下水道施設の建設改良等を行う資金を調達するため、企業債を発行した場合に支払う利息です。

減価償却費

固定資産の取得費用を耐用年数に応じて、資産価値の減少分を費用計上するものです。

内部留保資金

「長期前受金戻入」および「減価償却費」は、現金の動きを伴わない経理上の収入と支出のため、「長期前受金戻入」と「減価償却費」の差額は内部に留保されることになります。

企業債

下水道施設の建設改良等を行うために、国や金融機関から借り入れる資金のことです。

国県補助金

下水道施設の建設改良等を行うために、国や県から交付される補助金のことです。

工事負担金

下水道の整備によって利益を受ける人が、建設改良費の一部を負担するものです。

建設改良費

下水道施設の建設や改良に係る経費です。

企業債償還金

下水道施設の建設改良等を行う資金を調達するために発行した企業債の返済金です。

資本的収支の不足額の補てん

資本的収支では支出が収入を上回りますが、不足した資金は補てん財源（収益的収支で生じる内部留保資金）で賄われます。

2 経営指標

経営指標とは経営状況を数値で表したもので、事業の現状把握や経営状況の評価に使用されます。

経常収支比率

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

【指標の意味】

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

【分析の考え方】

- ・ 100%以上→単年度の収支が黒字
- ・ 100%未満→単年度の収支が赤字

経費回収率

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$$

【指標の意味】

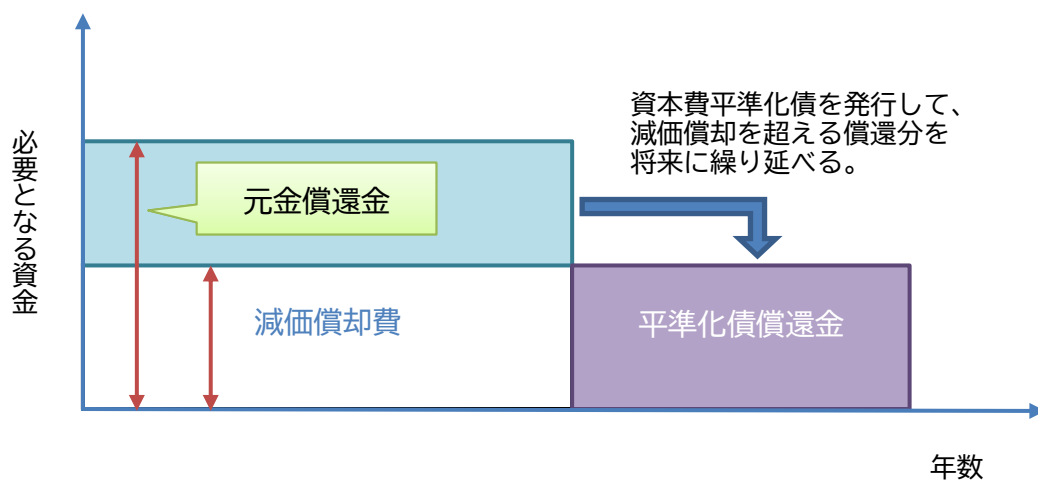
使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料収入で賄えているかを表した指標。

【分析の考え方】

- ・ 100%以上→使用料で回収すべき経費を使用料収入だけで賄えている。
- ・ 100%未満→使用料で回収すべき経費を使用料収入と使用料以外の収入で賄っている。

3 資本費平準化債

下水道の建設改良のためではなく、事業の資金調達のために発行される企業債です。建設改良債の償還期間（最長 40 年）と下水道施設の減価償却期間（最長 50 年）が異なっていることから、元金償還金と減価償却費の差について、構造的に資金不足が生じてしまいます。すなわち、減価償却費を使用料収入で賄うことができたとしても、償還額の方が大きいため、資金不足が生じることになります。市では償還金の資金として資本費平準化債を発行することにより、資金不足の解消や将来的な負担の平準化を図っています。



資本費平準化債の発行可能額の拡充

令和 6 年度から資本費平準化債の発行可能額が拡充されました。従来は年間の元金償還総額のうち、過去に発行した資本費平準化債の償還額については、新規の資本費平準化債の発行可能枠には含まれていませんでしたが、令和 6 年度から過去に発行した資本費平準化債の償還額についても発行可能額の算定に含めることになりました。

